農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があり、令和８年10月30日に公告した農地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の土地改良事業をいう。）が行われることがあるので、公告する。

令和８年10月30日

島根県知事　丸　山　達　也

１　機構関連事業の内容及び留意事項

⑴　機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

⑵　機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

⑶　事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

⑷　機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件を満たす場合に限り可能である。